

## **第1章 事業承継をめぐる状況と諸制度の整備**

☞ 1頁

## **第2章 事業承継に関する基礎知識**

☞ 45頁

## **第3章 経営承継円滑化法**

☞ 95頁

## **第4章 事業承継税制**

☞ 175頁

## **第5章 組織再編成**

☞ 331頁

## **第6章 種類株式・資本政策**

☞ 403頁

## **第7章 社団・財団**

☞ 483頁

## **第8章 信託**

☞ 575頁

## **第9章 M&A・経営者保証ガイドライン**

☞ 661頁

### 3 訂版の発行にあたって

中小企業は我が国企業数の約99%、従業員数の約70%を占めており、地域経済を支える存在として、雇用の受け皿として極めて重要な役割を負っています。このため、中小企業の事業承継が円滑に進むことは、日本経済が持続的な発展を続けるために必要不可欠な要素であるといえます。

中小企業の事業承継問題について、国はかねてより問題意識を持ち、中小企業庁を中心に、新税制の創設等のさまざまな取組みを行ってきました。

2000年以降の中小企業庁における事業承継問題についての取組みを概観すると、まず平成13年に「事業承継税制研究会」を発足させ、これに基づき翌14年に相続税における自社株式の10%評価減特例が創設されました。次に平成17年に「事業承継協議会」を発足させ、平成18年に事業承継を円滑に進めるためのガイドライン（旧「事業承継ガイドライン」）を公表しました（平成28年に改訂）。さらに税法のみならず民法、会社法についても検討を重ね、「事業承継関連会社法制等検討委員会中間報告」をはじめとした各種中間報告を公表しました。これらの報告等に基づき、平成20年に「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（経営承継円滑化法）が成立し、翌21年には「事業承継税制（非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度）」が創設されました。事業承継税制についてはその後、数次にわたる改正が行われ、平成30年には期間10年の時限措置として「事業承継税制（特例措置）」が創設されて、従来の事業承継税制（一般措置）より使い勝手が大幅に改善されています。

一方、後継者不在企業における親族外承継が増加している状況を踏ま

え、中小企業庁は、平成 27 年に中小企業の M&A の指針となる「事業引継ぎガイドライン」、令和 2 年には同ガイドラインを大幅に見直した「中小 M&A ガイドライン」を公表しています。

このような国の取組みを踏まえ、中小企業における事業承継問題の解説書として平成 30 年に本書は発行されました。以来、多くの方から評価いただいています。

今回の 3 訂版においても、従前と同様、当法人に所属する税理士が、この 10 年間に制定・改正・公表された事業承継関連法制やガイドライン、さらには事業承継に関連する組織再編成、種類株式・資本政策、社団・財団、信託、M&A 等の周辺知識について、ポイントを解説しています（ただし、紙面の都合から、個人事業者の事業承継問題は取り上げていません）。執筆にあたっては、設問に対して Answer → 解説 → Point と 3 段階に分けて平易に説明を行い、税理士・公認会計士等の士業等専門家の方、金融機関・経営コンサルタント等の実務家の方から経営者・後継者の方まで、事業承継問題に関心をお持ちの皆さんにお読みいただけるよう工夫をしています。

中小企業の事業承継（経営権の承継）問題を検討する上での参考書として、引き続き本書をご活用いただけることを希望します。

令和 2 年 10 月

税理士法人タクトコンサルティング

# **contents**

## **第1章**

### **事業承継をめぐる状況と諸制度の整備**

<b>1 中小企業の事業承継を取り巻く現状</b>	2
1 中小企業の重要性	3
2 中小企業の現状	3
3 中小企業経営者の高齢化	5
4 中小企業のライフサイクルと事業承継	6
<b>2 中小企業経営者のもつ事業承継の課題</b>	8
1 中小企業の事業承継	9
2 後継者難による廃業	10
3 事業承継の形態の多様化と問題点	10
4 事業承継の準備状況	12
<b>3 「事業承継」とは</b>	14
1 事業承継の構成要素	15
2 事業承継の類型ごとの課題と対応策	16
<b>4 事業承継に関する諸制度の整備</b>	24
1 中小企業の事業承継	25
2 経営承継円滑化法の制定	25
3 事業承継ガイドラインの策定	26
4 事業承継5ヶ年計画	27
5 事業承継の課題に対応した施策	29

5 事業承継の進め方 .....	35
STEP1 事業承継に向けた準備の必要性の認識 .....	36
STEP2 経営状況・経営課題等の把握（見える化） .....	37
STEP3 事業承継に向けた経営改善（磨き上げ） .....	38
STEP4 親族内・従業員承継の事業承継計画の策定／ 第三者承継のマッチング実施 .....	38
STEP5 事業承継・M&A 等の実行 .....	41

## 第2章

### 事業承継に関する基礎知識

1 遺産分割と相続分 .....	46
1 相続の効力と遺産分割 .....	47
2 法定相続分 .....	48
3 非上場会社の場合 .....	49
2 生前贈与と遺言、遺留分 .....	51
1 生前贈与の活用 .....	52
2 遺言の活用 .....	52
3 遺留分について .....	55
3 株式と議決権 .....	56
1 株主の権利 .....	57

# contents

2 株主総会における決議 .....	57
3 少数株主の権利 .....	58
<b>4 会社法上の株式集約方法 .....</b>	<b>60</b>
1 分散した株式の集約の必要性 .....	61
2 株主との合意により任意に株式を取得する方法 .....	61
3 株主から強制的に株式を取得する方法 .....	63
<b>5 相続税の計算と納税 .....</b>	<b>65</b>
1 申告期限および納期限 .....	66
2 相続税の計算の仕組み .....	66
<b>6 贈与税の体系 .....</b>	<b>70</b>
1 申告期限および納期限 .....	71
2 历年課税制度 .....	71
3 相続時精算課税制度 .....	72
4 非上場株式の贈与税の納税猶予および免除制度 .....	74
<b>7 非上場株式の評価方法 .....</b>	<b>75</b>
1 相続税法上の非上場株式の評価方法 .....	76
2 原則的評価方式 .....	76
3 特例的評価方式 .....	78
4 特定の評価会社の株式 .....	78
<b>8 類似業種比準価額・純資産価額・配当還元価額 .....</b>	<b>80</b>
1 類似業種比準価額 .....	81
2 純資産価額 .....	82
3 配当還元価額 .....	83

9	所得稅法上と法人稅法上の非上場株式の評価	84
1	非上場株式の譲渡価額に対する課稅	85
2	所得稅基本通達における非上場株式の時価	85
3	法人稅基本通達における非上場株式の時価	87
10	非上場株式の評価上の相続対策	89
1	概要	90
2	評価方式に関する考え方	91
3	類似業種比準価額に関する考え方	92
4	純資產価額に関する考え方	92
5	非上場株式の相続対策に関する留意点	93

### 第3章

#### 経営承継円滑化法

1	経営承継円滑化法	96
1	経営承継円滑化法創設の背景	97
2	経営承継円滑化法の想定する課題と目的	97
2	経営承継円滑化法の適用対象企業	101
1	経営承継円滑化法の適用対象となる「中小企業者」の意義	102
2	会社経営の承継に係る遺留分に関する民法の特例の対象会社	103

# **contents**

<b>3 遺留分制度</b> .....	105
<b>1 遺留分</b> .....	106
<b>2 遺留分侵害額請求</b> .....	108
<b>4 事業承継における遺留分の問題</b> .....	110
<b>1 自社株式の承継と遺留分による制約</b> .....	111
<b>2 遺留分算定基礎財産の評価の問題</b> .....	111
<b>3 遺留分の事前放棄</b> .....	113
<b>5 遺留分に関する民法の特例</b> .....	115
<b>1 遺留分に関する民法の特例の概要</b> .....	116
<b>2 適用要件</b> .....	117
<b>6 除外合意</b> .....	120
<b>1 「除外合意」の概要</b> .....	121
<b>2 事 例</b> .....	122
<b>3 特例対象株式以外の株式</b> .....	123
<b>4 固定合意との併用</b> .....	123
<b>5 推定相続人がとることができる措置</b> .....	124
<b>7 固定合意</b> .....	126
<b>1 「固定合意」の概要</b> .....	127
<b>2 事 例</b> .....	128
<b>3 特例対象株式以外の株式</b> .....	129
<b>4 除外合意との併用</b> .....	130
<b>5 推定相続人がとることができる措置</b> .....	130

---

<b>8 固定合意の価額</b>	132
1 固定合意の価額	133
2 価額の算定方法	133
3 価額の算定方法①～収益方式	133
4 価額の算定方法②～純資産方式	135
5 価額の算定方法③～比準方式	135
6 価額の算定方法④～国税庁方式	137
<b>9 オプション合意（附隨合意）</b>	138
1 必要的合意とオプション合意（附隨合意）	139
2 オプション合意（附隨合意）	139
<b>10 遺留分に関する民法の特例の手続き</b>	143
1 手続きの概要	144
2 経済産業大臣の確認	145
3 家庭裁判所の許可	146
<b>11 遺留分に関する民法の特例の効力</b>	148
1 遺留分に関する民法の特例の効力	149
2 遺留分に関する民法の特例の効力の消滅	150
<b>12 金融支援</b>	155
1 事業承継に必要な資金	156
2 金融支援制度	157
<b>13 金融支援を受けるための手続き</b>	161
1 概要	162

# **contents**

2	認定の申請書類 .....	162
3	添付書類 .....	163
4	申請書の提出先 .....	163
5	認定書等 .....	164
6	融資 .....	164
7	認定の取消し .....	165
14	2つの特例制度 .....	166
1	中小企業信用保険法の特例制度 .....	167
2	株式会社日本政策金融公庫法等の特例制度 .....	169

## **第4章**

### **事業承継税制（贈与税および相続税の特例措置）**

1	一般措置および特例措置の比較と概要 .....	178
1	一般措置と特例措置の比較 .....	179
2	一般措置の概要 .....	181
3	特例措置の概要 .....	183
2	特例措置の活用例 .....	186
1	事業承継税制の活用 .....	187
2	3代目までの事業承継を考えた場合の活用例 .....	188
3	承継パターンの拡充に伴う特例措置の活用例 .....	192

---

<b>3 対象会社の要件</b>	197
<b>1 対象会社になるための要件</b>	198
<b>2 要件①～中小企業者要件</b>	198
<b>3 要件②～特例円滑化法認定要件</b>	199
<b>4 要件③～従業員数要件</b>	199
<b>5 要件④～資産保有型会社または資産運用型会社非該当要件</b>	202
<b>6 要件⑤～非上場株式等要件</b>	203
<b>7 要件⑥～風俗営業会社非該当要件</b>	205
<b>8 要件⑦～円滑な事業運営確保要件</b>	205
<b>4 資産保有型会社または資産運用型会社の判定</b>	207
<b>1 資産保有型会社の判定（形式要件）</b>	208
<b>2 資産運用型会社の判定（形式要件）</b>	209
<b>3 資産保有型会社等でも、対象会社とされる場合（事業実態要件）</b>	210
<b>5 適用対象となる先代経営者の要件</b>	213
<b>1 適用対象となる先代経営者になるための要件</b>	214
<b>2 要件①～代表権保有要件</b>	214
<b>3 要件②～議決権50%超保有要件</b>	215
<b>4 要件③～筆頭株主要件</b>	217
<b>5 要件④～贈与時代表者退任要件</b>	218
<b>6 要件⑤～贈与回数要件</b>	218
<b>6 適用対象となる先代経営者以外の者の要件</b>	220
<b>1 適用対象となる先代経営者以外の者になるための要件</b>	221

# **contents**

---

2 要件①～特例措置既適用者存在要件 .....	221
3 要件②～贈与時期要件／相続時期要件 .....	222
4 要件③～贈与回数要件 .....	225
<b>7 適用対象となる後継者の要件 .....</b>	<b>226</b>
1 適用対象となる後継者になるための要件 .....	227
2 贈与税の特例措置 .....	228
3 相続税の特例措置 .....	230
<b>8 贈与税の特例措置の適用対象となる</b>	
<b>株式および取得株式数の要件 .....</b>	<b>234</b>
1 株式の要件 .....	235
2 取得株式数要件 .....	235
<b>9 贈与税の特例措置に係る納税猶予額の計算 .....</b>	<b>238</b>
1 計算の手順 .....	239
2 計算例 .....	241
3 制度による比較 .....	243
4 対象会社等が外国会社等の株式等を有している場合の 納税猶予税額の計算 .....	244
<b>10 相続税の特例措置に係る納税猶予額の計算 .....</b>	<b>249</b>
1 計算の手順 .....	250
2 後継者が1人の場合の計算例 .....	251
3 後継者が2人の場合の計算例 .....	253
4 対象会社等が外国会社の株式等を保有する場合の 納税猶予税額の計算 .....	256

---

11	納税猶予に係る手続き	260
1	贈与税の特例措置の手続き	261
2	相続税の特例措置の手続き	264
12	担保提供	268
1	申告期限までの担保提供	269
2	対象株式等を担保として提供する場合の手続き	271
13	納税猶予の打切り	273
1	贈与税の特例措置の打切事由	274
2	相続税の特例措置の打切事由	279
14	贈与税の特例措置に係る納税猶予の免除	283
1	贈与者または後継者（受贈者）が死亡した場合等	284
2	特例承継期間経過後に対象株式等を譲渡した場合等	287
15	相続税の特例措置に係る納税猶予の免除	291
1	後継者が死亡した場合等	292
2	特例承継期間経過後に対象株式等を譲渡した場合等	294
16	事業の継続が困難な事由が生じた場合の納税猶予の免除	299
1	経営環境の変化に対応した新たな減免制度の創設	300
2	時価（相続税評価額）の2分の1までの部分に対応する 猶予税額の免除	300
3	「事業の継続が困難な事由」とは	304
4	実際の譲渡等の価額が相続税評価額の2分の1を 下回った場合の納税猶予と免除	306

# contents

5 税務署長による調査 .....	309
17 利子税の計算 .....	311
1 利子税の割合 .....	312
2 利子税の計算例 .....	313
18 みなし相続 .....	315
1 みなし相続 .....	316
2 みなし相続の特例措置 .....	316
19 特例措置の不適用 .....	322
1 現物出資または贈与による取得資産がある場合の不適用 .....	323
2 未分割株式等への不適用（相続税の特例措置） .....	323

## 第5章

### 組織再編成

1 事業承継と組織再編成の関連 .....	332
1 企業の組織再編成 .....	333
2 企業グループ内の組織再編成と事業承継の関連性 .....	334
2 完全支配関係 .....	337
1 概要 .....	338
2 完全支配関係 .....	338
3 みなし直接完全支配関係 .....	339

---

4	子法人が相互に株式を保有している場合 .....	340
5	一の者が個人である場合 .....	341
3	後継者ごとに事業を切り分ける方法 .....	343
1	概 要 .....	344
2	会社分割の活用 .....	344
3	分割型分割の課税関係 .....	348
4	留意点 .....	349
4	組織再編成による持株会社の設立 .....	351
1	概 要 .....	352
2	株式移転による場合 .....	352
3	株式交換による場合 .....	354
4	会社分割による場合（分社型） .....	356
5	将来の事業承継を見据えた持株会社の設立 .....	357
5	スクイーズ・アウトと組織再編税制の関係 .....	359
1	「スクイーズ・アウト」とは .....	360
2	組織再編税制の対象となる株式併合等 .....	360
3	株式交換等が適格となるための対価要件の緩和 .....	361
6	株式の評価①（組織再編成による影響） .....	363
1	概 要 .....	364
2	株式の評価額に影響を及ぼす要因 .....	364
7	株式の評価②（組織再編成による株主構成の変化の影響） .....	367
1	概 要 .....	368
2	株主区分と評価方式 .....	368

# **contents**

<b>8 株式の評価③（組織再編成による会社規模の変化の影響）</b>	372
<b>1 概 要</b>	373
<b>2 組織再編成により株式評価が影響を受ける例</b>	373
<b>3 留意点</b>	374
<b>9 株式の評価④</b>	
<b>(組織再編成により、特定の評価会社から一般の評価会社へ     変更する場合)</b>	376
<b>1 概 要</b>	377
<b>2 会社区分と評価方式</b>	377
<b>10 株式の評価⑤</b>	
<b>(組織再編成による類似業種比準価額の比準要素への影響)</b>	381
<b>1 概 要</b>	382
<b>2 組織再編成により利益と純資産額が変動するケース</b>	382
<b>11 株式の評価⑥</b>	
<b>(合併後における類似業種比準方式の適用の可否)</b>	385
<b>1 概 要</b>	386
<b>2 類似業種比準方式の適用の可否</b>	386
<b>12 株式の評価⑦（組織再編成後の純資産価額の計算の留意点）</b>	390
<b>1 概 要</b>	391
<b>2 課税時期前3年以内に取得した土地、家屋等の評価と     組織再編成の関係</b>	392
<b>3 評価差額に対する法人税額相当額の控除と     組織再編成の関係</b>	393

13 組織再編成と租税回避防止規定 .....	396
1 概 要 .....	397
2 組織再編成に係る包括的行為計算の各否認規定 .....	397
3 財産評価基本通達 6 項について .....	400
4 まとめ .....	401

## 第 6 章

### 種類株式・資本政策

1 株式の集中の重要性 .....	404
1 概 要 .....	405
2 株式が分散するケース .....	406
2 株式の分散防止と再集中策 .....	408
1 株式の分散防止策 .....	409
2 分散した株式の再集中策 .....	413
3 種類株式の概要 .....	416
1 種類株式の種類 .....	417
2 事業承継に活用可能な種類株式等 .....	418
4 謾渡制限株式 .....	421
1 概 要 .....	422
2 導入方法 .....	422

# **contents**

3	譲渡承認手続	424
5	議決権制限株式	427
1	概 要	428
2	事業承継における活用	429
6	取得条項付株式	431
1	概 要	432
2	事業承継における活用	432
3	分配可能額による制限	433
4	取得手続等	434
7	全部取得条項付種類株式	436
1	概 要	437
2	事業承継における活用	437
3	取得手続等	438
8	拒否権付種類株式（黄金株）	440
1	概 要	441
2	事業承継における活用	441
3	活用する際の留意点	442
9	株主ごとの異なる取扱い（属人的定め）	444
1	概 要	445
2	事業承継における活用	445
10	相続人等に対する売渡請求	447
1	概 要	448

2	事業承継における活用 .....	449
3	売渡請求の手続きと留意点 .....	449
11	スクイーズ・アウト .....	452
1	概要 .....	453
2	事業承継における活用 .....	453
3	スクイーズ・アウトの主な手法 .....	454
4	特別支配株主の株式等売渡請求 .....	455
12	従業員持株会制度 .....	457
1	概要 .....	458
2	事業承継における活用 .....	458
3	活用する際の留意点 .....	459
13	中小企業投資育成株式会社 .....	461
1	「中小企業投資育成株式会社」とは .....	462
2	中小企業投資育成株式会社の投資スタンス .....	462
3	「育成」面での支援 .....	463
4	事業承継における活用 .....	464
14	自己株式の取得 .....	466
1	自己株式の取得の制限 .....	467
2	事業承継における自己株式の取得の意義 .....	467
3	自己株式の取得手続 .....	468
15	種類株式の評価 .....	472
1	基本的な考え方 .....	473
2	種類株式の相続税法上の評価 .....	473

# **contents**

16 種類株式の発行手続	476
1 概 要	477
2 既存株式の全部について	
内容を変更する場合の手続き	477
3 既存の一部の種類株式についてのみ	
内容を変更する場合の手続き	479
4 株式の種類を追加する場合の手続き	480

## 第7章

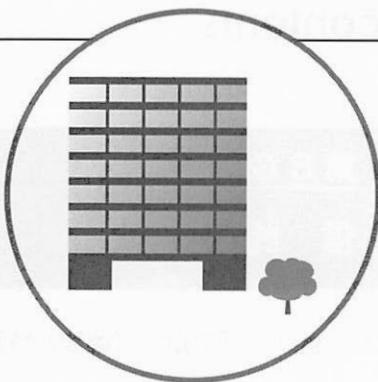
### 社団・財団

1 一般社団法人等とその特徴	484
1 制度概要	485
2 社団法人・財団法人の特徴	486
2 一般社団法人等の税制①（法人税制）	488
1 概 要	489
2 非営利型法人	490
3 一般社団法人等の税制②（収益事業課税制度）	493
1 法人税法上の「収益事業」	494
2 収益事業からの公益目的事業の除外	495
3 収益事業課税制度における所得の金額の計算の留意点	495

<b>4 一般社団法人等の税制③（寄附金税制）</b>	499
<b>1 個人が支出する寄附金</b>	500
<b>2 法人が支出する寄附金</b>	500
<b>5 一般社団法人等の税制④（贈与した個人に対する課税）</b>	503
<b>1 みなし譲渡所得課税</b>	504
<b>2 租税特別措置法 40 条</b>	504
<b>6 一般社団法人等の税制⑤</b>	
<b>(特定の一般社団法人等に対する相続税課税制度)</b>	507
<b>1 特定一般社団法人等</b>	508
<b>2 遺贈により取得したものとみなす金額</b>	508
<b>3 同族理事</b>	510
<b>4 適用時期</b>	511
<b>7 一般社団法人等の税制⑥</b>	
<b>(個人から一般社団法人等への財産の贈与時課税の明確化)</b>	515
<b>1 相続税法 66 条 4 項と相続税法施行令 33 条 3 項</b>	516
<b>2 相続税法施行令 33 条 4 項</b>	517
<b>3 相続税法施行令 33 条 3 項と 4 項の関係</b>	518
<b>4 適用時期</b>	519
<b>8 一般社団法人等の税制⑦</b>	
<b>(租税回避に対する現行の否認税制とその限界)</b>	521
<b>1 相続税法 66 条 4 項</b>	522
<b>2 相続税法 66 条 4 項における課税の限界①</b>	523
<b>3 相続税法 66 条 4 項における課税の限界②</b>	524

# **contents**

<b>9 公益認定制度の概要</b> .....	526
1 公益認定制度の仕組み .....	527
2 行政庁 .....	527
3 公益認定のために必要な書類 .....	528
4 行政庁による意見聴取と公示 .....	529
5 公益社団法人等に対する行政庁の監督 .....	529
<b>10 公益認定基準の概要①（公益増進基準）</b> .....	531
1 「公益認定基準」とは .....	532
2 「公益増進基準」とは .....	533
3 公益増進基準の要件 .....	534
<b>11 公益認定基準の概要②（ガバナンス基準）</b> .....	539
1 「ガバナンス基準」とは .....	540
2 ガバナンス基準の要件 .....	540
<b>12 一般社団法人等と事業承継・相続税対策</b> .....	544
1 一般社団法人等の特徴 .....	545
2 経済的請求権の有無 .....	547
3 相続または相続税の課税問題 .....	547
<b>13 一般社団法人等を相続税対策に用いることのリスク</b> .....	549
1 一般社団法人等を相続税対策に用いるリスク .....	550
2 現在すでにある論点や議論、事案 .....	551
<b>14 一般社団法人等の持株法人としての活用法</b> .....	554
1 一般社団法人等の持株法人としての活用 .....	555



2	一般社団法人等に財産を移転する場合の留意点 .....	556
15	一般社団法人等の不動産管理法人としての活用法 .....	557
1	資産管理法人としての利用法 .....	558
2	資産所有法人としての利用法 .....	559
3	一般社団法人等に財産を移転する場合の留意点 .....	560
16	株式・不動産の一般社団法人への移転方法 .....	561
1	移転方法①～譲渡による移転 .....	562
2	移転方法②～贈与または遺贈による移転 .....	563
3	移転方法③～信託による移転 .....	563
17	一般社団法人の設立・機関設計・その他 .....	565
1	一般社団法人の設立および機関設計 .....	566
2	会計・税務その他実務の取扱い .....	566
3	一般社団法人の資金調達方法①～借入金 .....	567
4	一般社団法人の資金調達方法②～基金 .....	567
18	小規模一般財団法人の活用法 .....	569
1	一般財団法人の設立 .....	570
2	機関構成 .....	571

# **contents**

## **第8章**

### **信託**

<b>1 信託とは何か①（機能と特長）</b>	576
1 「信託」とは .....	577
2 信託の機能・特長 .....	577
3 信託の種類 .....	579
<b>2 信託とは何か②（委託者・受託者・受益者）</b>	581
1 委託者 .....	582
2 受託者 .....	583
3 受益者 .....	586
<b>3 信託とは何か③（信託の設定）</b>	587
1 信託の設定方法①～信託契約 .....	588
2 信託の設定方法②～遺言 .....	589
3 信託の設定方法③～信託宣言 .....	591
<b>4 信託とは何か④（信託の終了）</b>	592
1 信託の終了 .....	593
2 信託終了後の信託財産 .....	594
<b>5 信託の会計①（受託者の会計）</b>	596
1 受託者の会計 .....	597
2 信託の計算期間 .....	597
3 信託帳簿 .....	597

---

4	財産状況開示資料 .....	598
5	書類の開示、保存 .....	598
6	第三者への事務委託 .....	599
6	信託の会計②（信託経理の例） .....	600
1	信託設定時 .....	601
2	信託計算期間中（日常事務） .....	601
3	信託計算期間中（期末） .....	602
4	信託計算期間中（翌期首～繰越利益の振替え） .....	603
5	信託計算期間中（翌期中～信託配当の交付） .....	603
7	信託の税金①（基本の課税関係） .....	604
1	信託に係る課税関係 .....	605
2	信託設定時の課税 .....	605
3	信託期間中の課税 .....	608
4	信託終了時の課税 .....	609
5	法人課税信託 .....	612
8	信託の税金②（税務手続） .....	613
1	信託設定時・終了時の税務手続（受託者） .....	614
2	年次報告（受託者） .....	614
3	法定調書（受益者である法人） .....	616
4	法人税申告書への記載 (受託者または受益者である法人) .....	616
9	信託の税金③（相続税） .....	618
1	委託者の死亡 .....	619
2	受託者の死亡 .....	619

---

# **contents**

---

3 受益者の死亡 .....	620
4 相続税における信託の評価 .....	620
5 自宅が信託されている場合 .....	621
<b>10 信託の税金④（受益権複層化信託）</b> .....	<b>622</b>
1 受益権の複層化 .....	623
2 信託受益権の評価 .....	623
3 計算例 .....	625
4 評価上の問題点 .....	626
5 受益権複層化信託に向いた信託財産 .....	626
<b>11 信託の税金⑤（法人課税信託）</b> .....	<b>627</b>
1 法人課税信託 .....	628
2 法人課税信託となる信託 .....	628
3 「受益者が存在しない信託」とは .....	629
4 法人課税信託の税務 .....	630
5 消費税における取扱い .....	631



---

<b>12 信託と事業承継①（議決権集約型）</b>	633
1 自益信託を利用した議決権の集約	634
2 税務上の取扱い	635
3 信託の効果	635
<b>13 信託と事業承継②（生前贈与型）</b>	638
1 他益信託を利用した生前贈与	639
2 税務上の取扱い	640
3 信託の効果	640
4 信託を利用した生前贈与のポイント	641
<b>14 信託と事業承継③（遺言代用型）</b>	643
1 遺言代用型信託	644
2 遺言信託と遺言代用型信託	644
3 遺言と遺言代用型信託	645
4 事例①	645
5 事例②	646
6 遺留分への配慮	648
<b>15 信託と事業承継④（受益者連続型）</b>	649
1 受益者連続型信託	650
2 受益者連続型信託の課税	650
3 受益者連続型信託の期間	652
<b>16 信託と事業承継⑤（後継ぎ遺贈型受益者連続型）</b>	654
1 後継ぎ遺贈型受益者連続型信託	655
2 委託者兼当初受益者の相続発生前	656

# **contents**

3	委託者兼当初受益者の相続発生後 .....	656
4	後継ぎ遺贈の問題点 .....	657

## **第9章**

### **M&A・経営者保証ガイドライン**

1	M&A の手続き .....	662
1	事業承継対策における M&A の位置づけ .....	663
2	M&A に向けた事前準備 .....	663
3	M&A 手続きの流れ .....	665
4	留意点（早期判断の重要性） .....	666
2	仲介者の選定のポイント .....	667
1	仲介者の意義 .....	668
2	仲介者と FA との相違点 .....	668
3	仲介者の業務範囲 .....	670
4	仲介者を選定する際のポイント .....	670
3	企業価値評価（バリュエーション） .....	672
1	企業価値評価の目的 .....	673
2	企業価値評価の手法 .....	673
3	留意点 .....	677
4	譲受け先の選定（マッチング）と譲渡交渉 .....	678
1	マッチング .....	679

---

<b>2</b>	<b>交渉の進め方</b>	680
<b>5</b>	<b>基本合意書の締結とデューデリジェンス</b>	682
<b>1</b>	<b>基本合意書の締結</b>	683
<b>2</b>	<b>デューデリジェンス（DD）</b>	684
<b>6</b>	<b>最終契約書の締結とクロージング</b>	687
<b>1</b>	<b>最終契約書の締結</b>	688
<b>2</b>	<b>契約締結時の留意点</b>	689
<b>7</b>	<b>クロージング</b>	691
<b>1</b>	<b>クロージング手続きのポイント</b>	692
<b>2</b>	<b>クロージング後（ポストM&amp;A）の手続きのポイント</b>	692
<b>8</b>	<b>M&amp;Aにおける「株式譲渡」と「事業譲渡」の概要</b>	695
<b>1</b>	<b>株式譲渡の概要</b>	696
<b>2</b>	<b>事業譲渡の概要</b>	697
<b>3</b>	<b>その他の手法</b>	699
<b>9</b>	<b>M&amp;Aにおける「株式譲渡」と「事業譲渡」に係る 譲渡し側の課税上の取扱い</b>	701
<b>1</b>	<b>株式譲渡の場合</b>	702
<b>2</b>	<b>事業譲渡</b>	703
<b>10</b>	<b>経営者保証に関するガイドライン</b>	704
<b>1</b>	<b>ガイドラインの策定の経緯</b>	705
<b>2</b>	<b>適用対象となる保証契約の範囲</b>	705
<b>3</b>	<b>主たる債務者・保証人・債権者の努力義務</b>	706

---

# contents

4	保証契約において債権者に求められる対応	708
11	経営者保証に関するガイドラインの特則	710
1	特則策定の経緯等	711
2	本特則のポイント	711
12	ガイドライン特則が求める対応①（対象債権者）	713
1	対象債権者における対応	714
2	対象債権者における手続きの整備	716
13	ガイドライン特則が求める対応② (主たる債務者および保証人)	718
1	主たる債務者・保証人に求める対応	719
2	法人と経営者との関係の明確な区分・分離	719
3	財務基盤の強化	720
4	財務状況の正確な把握、適時適切な情報開示等による 経営の透明性確保	720

本書中、法令・通達等の名称については、下記のとおり省略しております。

- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律 → 経営承継円滑化法・円滑化法
- 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則 → 円滑化規
- 会社法 → 会社 ○会社法施行規則 → 会社規
- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 → 一般法人法
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 → 認定法
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行令 → 認定令
- 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則 → 認定規
- 法務局における遺言書の保管に関する法律 → 遺言保管法
- 民法の一部を改正する法律（成年年齢関係） → 民法改正法
- 法人税法 → 法法 ○法人税法施行令 → 法令 ○法人税法施行規則 → 法規
- 所得税法 → 所法 ○所得税法施行令 → 所令 ○所得税法施行規則 → 所規
- 相続税法 → 相法 ○相続税法施行令 → 相令 ○相続税法施行規則 → 相規
- 地方税法 → 地法 ○地方税法施行令 → 地令 ○地方税法施行規則 → 地規
- 租税特別措置法 → 措法 ○租税特別措置法施行令 → 措令
- 租税特別措置法施行規則 → 措規
- 信託法 → 信法 ○信託法施行規則 → 信規 ○信託計算規則 → 信計規
- 所得稅基本通達 → 所基通
- 法人税基本通達 → 法基通
- 租税特別措置法関係通達 → 措通
- 財産評価基本通達 → 財基通

#### 【表記】

(例) 租税特別措置法第 10 条の 5 の 4 第 2 項第 3 号 → 措法 10 の 5 の 4 ②三

# 第1章

## 事業承継をめぐる状況と 諸制度の整備

## 1

# 中小企業の事業承継を取り巻く現状

## Q1

中小企業の事業承継を取り巻く現状を教えてください。

## A1

日本企業の大多数を占める中小企業は、日本経済を支え、雇用・技術の担い手としても重要な役割を果たしています。しかし、平成21年（2009年）から平成28年（2016年）までの7年で企業数が62万者減少すると同時に経営者の高齢化が進んでおり、円滑な事業承継は国の重要な課題となっています。

# 1

## 中小企業の重要性

中小企業は、我が国の企業数の約99%、従業員数では70%を占め、日本経済の基盤を支える重要な役割を担っている。国として中小企業の円滑な事業承継を後押しすることは、日本経済発展のための重要な取組みとなっている。

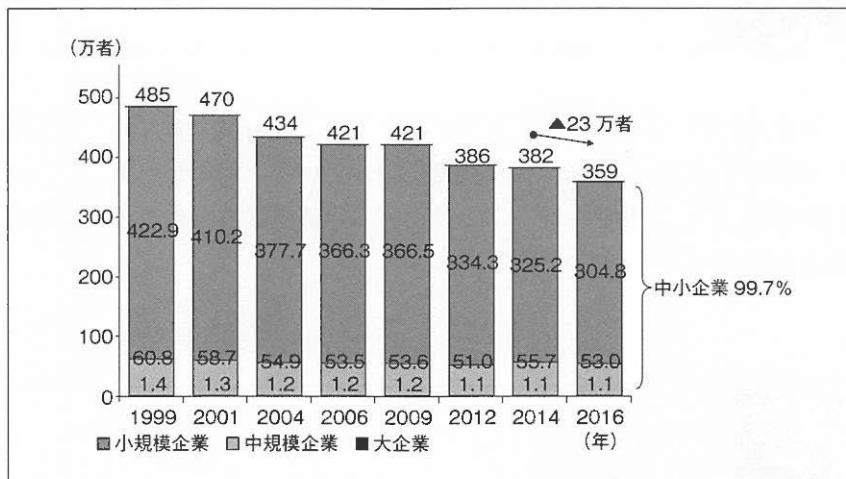
# 2

## 中小企業の現状

日本経済は緩やかな回復傾向にあったが、平成31年／令和元年（2019年）以降はやや低下傾向に推移しており、令和2年（2020年）以降は新型コロナウィルス感染症の影響で更なる悪化が見込まれる。一方、企業数は、平成11年（1999年）から平成28年（2016年）までの17年で約126万者、平成26年（2014年）からの2年間だけでも約23万者、減少している（☞次ページ図表1）。これは企業数の大多数を占める小規模中小企業の廃業による影響が大きい。

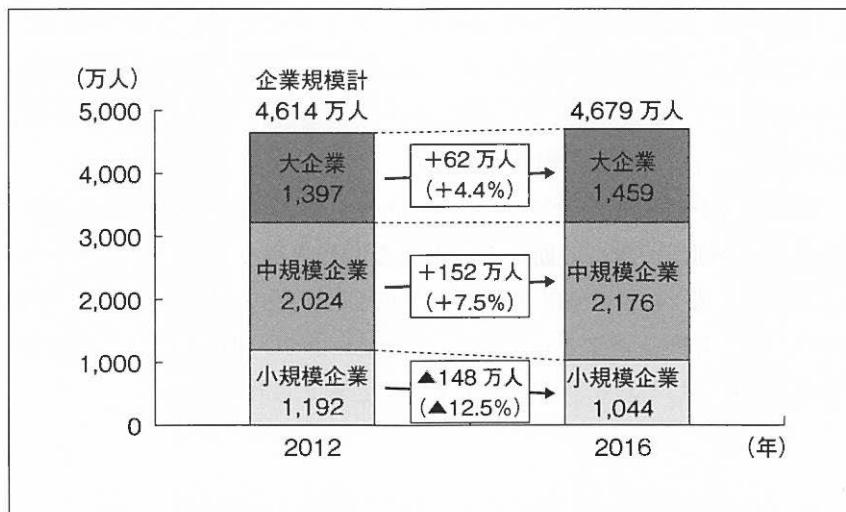
また、我が国の従業者数の70%は中小企業が占めており、中小企業は、雇用の創出・維持の面からも重要な役割を担っている（☞次ページ図表2）。平成24年（2012年）から平成28年（2016年）の4年間を見ると、従業者数は全体で65万人増加しているが、小規模企業だけ見れば大幅に減少しており、小規模企業離れと考えられる。

図表 1 企業規模別企業数の推移



出典：経済産業省「2020年版 中小企業白書」（総務省「平成11年、13年、16年、18年事業所・企業統計調査」、「平成21年、26年経済センサス－基礎調査」、総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工）

図表 2 従業者数の推移



出典：経済産業省「2019年版 中小企業白書」（総務省・経済産業省「平成24年、28年経済センサス－活動調査」再編加工）

## 3

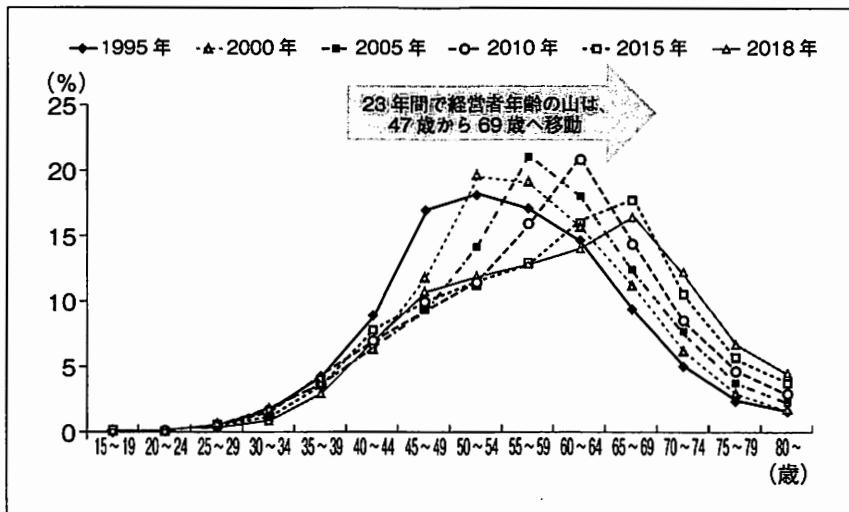
## 中小企業経営者の高齢化

企業数・雇用が減少する中、中小企業経営者の高齢化が進んでいる。

平成7年（1995年）頃は中小企業経営者の年齢のボリュームゾーンは47歳くらいだったが、平成30年（2018年）には69歳まで上昇しており、この間、世代交代が進んでいないことが明らかである（図表3）。また、中小企業経営者の平均引退年齢が68歳から70歳前後であることを考えると、数十万人の団塊世代を中心とする中小企業経営者が引退時期にさしかかり、多くの企業が事業承継問題に直面するものと予想される。

他方で、中小企業の倒産件数はここ10年減少傾向だったが、平成31年／令和元年（2019年）に若干増加しており、新型コロナウィルス感

図表3 中小企業の経営者年齢の分布（年代別）



出典：経済産業省「2019年版 中小企業白書」（㈱帝国データバンク「COSMOS2（企業概要ファイル）」再編加工）

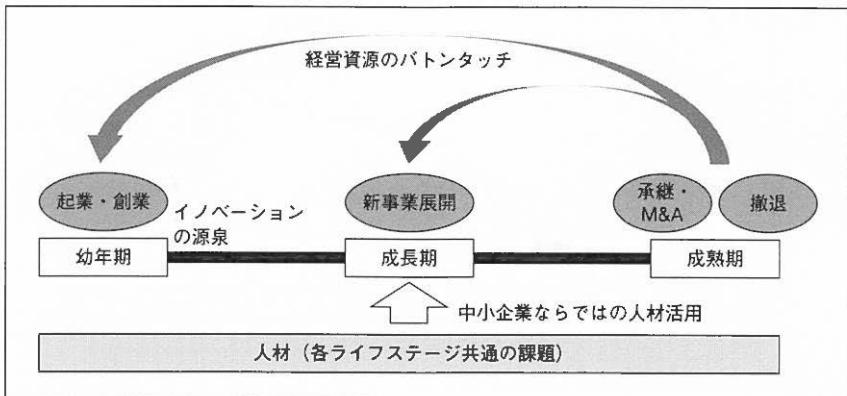
染症の影響でさらに増加するものと見込まれる。休廃業・解散企業は平成31年／令和元年（2019年）に前年に比べ減少したものの、代表者が高齢である企業を中心に、依然として4万件台の水準で推移している。企業数の減少と事業承継の遅れは経済規模の縮小にもつながり、今後事業承継が進まなければ多くの企業が廃業を選択するおそれもあるため、事業承継の促進は官民挙げて取り組むべき喫緊の課題となっている。

## 4

## 中小企業のライフサイクルと事業承継

中小企業白書によれば、我が国の中堅企業の業況は緩やかな回復基調で推移していたが、令和元年（2019年）10月の消費税増税に伴う駆込み需要の反動減や暖冬等もあり、同年後半以降は下落傾向が続いている。中小企業は、新規開業の停滞、生産性の伸び悩み、経営者の高齢化、人材不足の深刻化など、企業のライフサイクルに応じた課題を抱え

図表4 中小企業のライフサイクル（イメージ）



出典：中小企業庁調査室「2017年度版中小企業白書概要」

ている。事業承継により経営者が保有する経営資源が次世代へバトンタッチされることで、次世代経営者による起業・創業や新事業展開を促す効果も期待できるのである。

この意味からも、企業は成長・拡大を目指すと同時に、「人（経営）」「資産」「知的資産」という経営資源を次世代に承継することが重要となる。その際、後継者問題、自社株取得に係る資金繰りや税金の問題、相続の問題などさまざまな課題に対応する必要があるため、円滑な事業承継の実現には早めの対策が不可欠である。

## Point

- 日本経済を支える中小企業は、経営者の高齢化と後継者不足の状況にあり、中小企業の事業承継は国の重要な課題となっている。

### 【参考】

#### 中小企業者、小規模企業者の定義

業種	中小企業者（下記のいずれかを満たすこと）		うち小規模企業者
	資本金	常時雇用する従業員	常時雇用する従業員
①製造業・建設業・運輸業 その他の業種(②～④を除く)	3億円以下	300人以下	20人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
④小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

出典：経済産業省「2020年版 中小企業白書」

## 中小企業経営者の抱える 事業承継の課題

### Q2

事業承継で中小企業経営者が抱える課題、特に後継者問題について教えてください。

### A2

中小企業経営者が事業承継について抱える課題として、①相続税・贈与税負担、②経営不安、③後継者難——などが挙げられます。後継者不在による廃業が増える中、M&Aといった親族外承継が増え、事業承継は多様化しています。

## 1

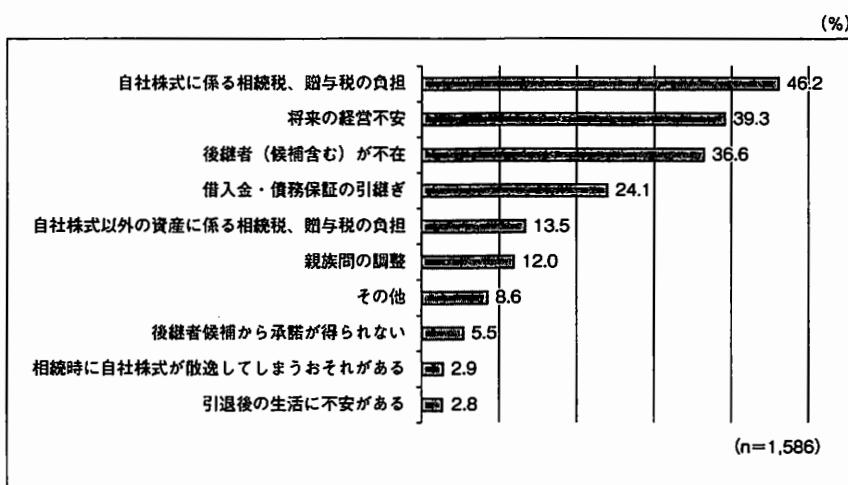
## 中小企業の事業承継

経営者の高齢化が進む一方で、中小企業の事業承継は進んでいない。

同時に中小企業における事業承継の準備も進んでおらず、一般には「日々の経営で精一杯」「誰に相談し、何から始めればよいかわからない」といった理由から、事業承継の準備や対策に着手できていないケースが多い。

なお、現経営者を対象にしたアンケート調査によれば、事業承継を行う上で、「自社株式に係る税金」「将来の経営」「後継者問題」といった課題が挙げられている（図表5）。

図表5 事業承継をする上での課題



出典：中小企業基盤整備機構「知っておきたい経営者交代時に活用できる支援施策 経営者のための事業承継セミナー」（中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」（平成28年2月、（株）帝国データバンク）再編・加工）

## 2

### 後継者難による廃業

事業承継ガイドラインによれば、60歳以上の経営者のうち半数の人が「自分の代での廃業を予定している」と回答している（図表6も参照）。また、廃業予定企業のうち約3割が、後継者難を廃業理由に挙げている（図表7も参照）。

一方、廃業予定と回答した中小企業のうち約4割は「今後10年間の事業の将来性について現状維持以上が可能」と回答しており、業績不振ではないにもかかわらず廃業を選択している実態が浮き彫りとなっている。こういった貴重な経営資源を失わないためにも、円滑な事業承継が重要となる。

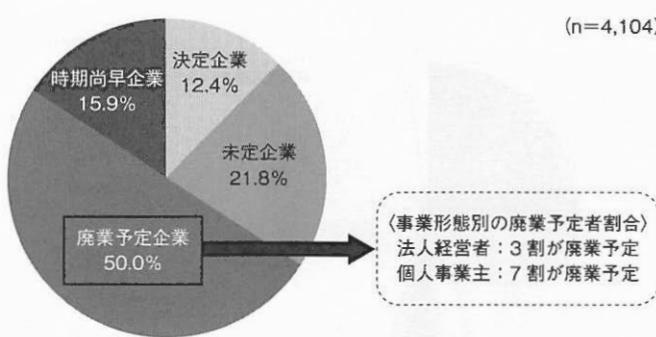
## 3

### 事業承継の形態の多様化と問題点

近年、子の職業選択の自由を尊重する風潮などにより、親の事業を子が継がないケースが増えている。一方、親族以外の役員・従業員（MBO・EBO）や、第三者（M&A）が承継する「親族外承継」が年々増加傾向にある。

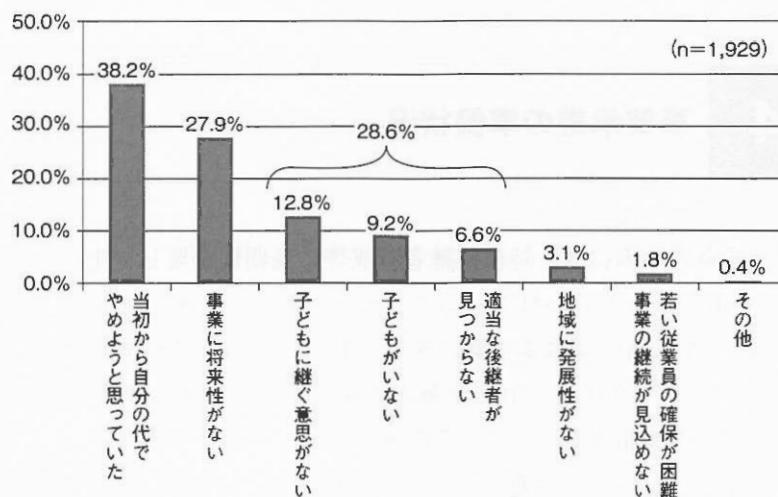
かつては9割を占めた「親族内承継」は減少傾向にある一方、「役員・従業員承継」や「社外への承継」は増加傾向にあり、親族外承継が事業継続の有力な選択肢となっている（図表8参照）。ここから、親族内で後継者が確保できない状況が顕著になっていること、また経営者の間でM&A等の親族外承継に対する抵抗感が薄れできていることなどが読み取れる。

図表 6 後継者の決定状況



出典：中小企業基盤整備機構「知っておきたい経営者交代時に活用できる支援施策 経営者のための事業承継セミナー」（日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」（平成28年2月）再編加工）を改定

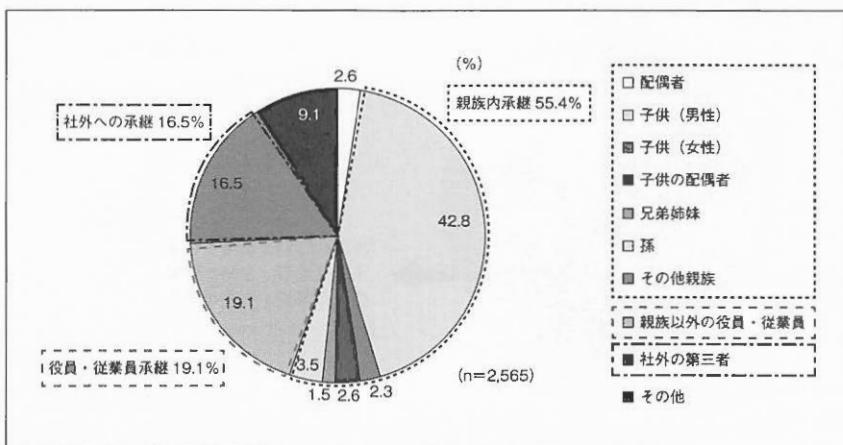
図表 7 廃業予定企業の廃業理由



出典：中小企業基盤整備機構「知っておきたい経営者交代時に活用できる支援施策 経営者のための事業承継セミナー」（日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」（平成28年2月）再編加工）

図表8

事業承継した経営者と後継者との関係



出典：経済産業省「2019年版 中小企業白書」（みずほ情報総研㈱「中小企業・小規模事業者の次世代への承継及び経営者の引退に関する調査」（2018年12月））

（注）引退後の事業承継について「事業の全部が継続している」、「事業の一部が継続している」と回答した者について集計している。

## 4

## 事業承継の準備状況

事業承継の準備には、特に後継者育成等に長期間を要し、平均して5年～10年かかるといわれていることからすれば、本来であれば経営者が60歳となる頃には事業承継の準備に取りかかる必要がある。それにもかかわらず、70代・80代で後継者の決定している経営者は、3割～4割程度との調査結果もある（図表9）。

事業承継には多くの課題が伴うといわれるが、その多くは早めに準備を始めることで何らかの対応が可能である。その反面、準備が遅れれば取り得る手段も限られてしまうのであるから、会社の10年先を見据えた経営課題の1つとして、事業承継の準備に早期に着手すべきである。

# **執筆者**

## **【編著】**

### **税理士法人タクトコンサルティング**

税理士・公認会計士の専門家集団として、併設する株式会社タクトコンサルティングと連携して、相続対策と相続税申告、事業承継対策、資本政策、組織再編成、M&A、信託、社団・財団、医療法人等の特殊業務に係る現状分析、問題点抽出、解決手段の立案・実行という一貫したサービスを提供している資産税専門のコンサルティングファーム。

その特性を活かし、全国の会計事務所と提携し、当該会計事務所の顧問先に対する資産税サービスを提供している。

e-mail : info@tactnet.com

U R L : <https://www.tactnet.com>

T E L : 03-5208-5400

F A X : 03-5208-5490

---

## **【執筆】**

### **第1章 太田美奈 税理士**

税理士事務所を経て、平成16年タクトコンサルティング入社。

事業承継対策、相続対策、不動産税制を中心とした資産税コンサルティングを行う。

### **第2章 中坂克司 税理士**

京都市内税理士法人を経て、平成27年タクトコンサルティング入社。

中小企業オーナーの事業承継対策・組織再編を用いた資本政策を中心に、提案型の資産税コンサルティングを行う。

### **第3章 山崎信義 税理士**

㈱大和銀行（現、りそな銀行）を経て、平成13年タクトコンサルティング入社。

中小企業庁「事業引継ぎ（中小M&A）ガイドライン」改訂検討会委員、独立行政法人中小企業基盤整備機構「中小企業事業引継ぎ支援全国本部に係るアドバイザリーボード」委員等を歴任する。

#### **第4章 高木真哉 税理士・公認会計士**

有限責任監査法人トーマツを経て、平成26年タクトコンサルティング入社。

平成27年・28年日本公認会計士協会東京会税務第二委員会委員として、税務判例の研究に従事する。

#### **第5章 中山史子 税理士**

会計事務所勤務を経て、平成14年タクトコンサルティング入社。

事業承継対策・株価対策等コンサルティング・相続税申告等の業務に従事する。

#### **第6章 玉越賢治 税理士**

商工中金、リクルートを経て、平成6年タクトコンサルティング入社。

中小企業庁「事業承継検討会」および「事業承継ガイドライン改訂小委員会」委員、日本商工会議所「税制専門委員会」学識委員、東京商工会議所「税制委員会」および「事業承継対策委員会」学識委員等を歴任する。

#### **第7章 平松慎矢 税理士・公認会計士**

有限責任監査法人トーマツを経て、平成18年タクトコンサルティング入社。

オーナー系企業に対する事業承継、相続税対策などのコンサルティング業務のほか、相続税申告、譲渡所得税申告等資産税に特化した税務コンサルティングに強み。特に超富裕層に対する、財団法人を利用した相続税対策については実務経験豊富。

#### **第8章 廣瀬理佐 税理士**

証券会社、税理士事務所を経て、平成19年タクトコンサルティング入社。

事業承継対策・株価対策等コンサルティング、相続税申告・譲渡所得申告等実務を中心とした業務に従事する。

#### **第9章 山崎信義 税理士**

第3章参照。